

1 大阪市手話に関する施策の推進方針について

- 手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年1月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定
- この条例を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及など手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定
- 条例附則第2項の規定に基づき、3年ごとに推進方針を見直し（前回：令和3年10月）

【推進方針の内容】

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、本市の手話に関する施策の基本的な考え方、施策の推進方針及び推進体制を定める

項 目	概 要
手話への理解の促進及び手話の普及	手話が言語であることに関する市民や事業者への普及啓発の取組について記載
手話による情報取得	日常生活を送るうえで必要な情報を円滑に取得できる環境整備について記載
手話による意思疎通の支援	手話によるコミュニケーションを図るための体制整備について記載
手話を必要とする人への相談支援	生活全般に関する様々な困りごとへの相談支援の取組について記載

2 今回の改訂

学識経験者・関係機関・当事者等が参画する検討会議において意見を聴取

第1回検討会議（令和6年7月5日）

- ・ 各所属における手話に関する取組状況を説明
- ・ 推進方針改訂案に対する意見を聴取

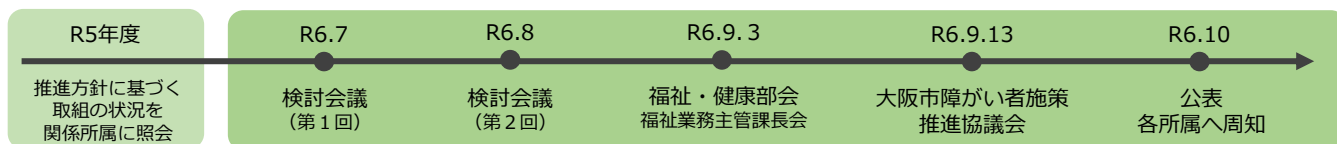
第2回検討会議（令和6年8月：書面開催）

- ・ 第1回検討会議での意見を踏まえた推進方針改訂案に対する意見を聴取

推進方針 改訂版
（令和6年10月）
を作成

*改訂版の概要は
裏面を参照

【改訂のスケジュール】



【参考】各所属における手話に関する主な取組

- 手話への理解の促進及び手話の普及
 - ・ あいサポート研修での手話講座の実施（福祉局）
 - ・ YouTubeに「手話紹介動画」を公開（阿倍野区）
 - ・ 小中学校での手話講習会の実施（中央区）
- 手話による情報取得
 - ・ 市長会見に手話通訳者を配置（政策企画室）
 - ・ 窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区、平野区）
 - ・ 区役所等でのタブレット端末を用いた遠隔手話通訳の実施（全区・福祉局等）
 - ・ 職員に対する手話研修等の実施（総務局・福祉局・此花区・旭区）
- 手話による意思疎通の支援
 - ・ 夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
- 手話を必要とする人への相談支援
 - ・ 手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）



1 推進方針の概要

- ・ 別紙のとおり

2 主な改訂の内容

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受け、一層の支援や環境整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

項 目	改 訂 内 容
様々な媒体を活用した啓発	・ 障害者差別解消法改正を踏まえ民間事業者への合理的配慮の提供における手話の大切さを明記 ・ 媒体の事例としてX（旧Twitter）などのSNSを追記
イベント等を通じた啓発	・ 令和4年度から実施している 9月23日の「手話言語国際デー」における市役所本庁舎等でのブルーライトアップの取組を追記 ・ 東京2025デフリンピック、大阪・関西万博等の機会を活用した手話の啓発に取り組むことを追記
子どもの頃から手話に親しむ機会の創出	・ 子どもの頃から手話に触れる機会の創出、学校間での取組の情報共有を追記

2 手話による情報取得

項 目	改 訂 内 容
区役所等における窓口対応	・ タブレット端末による遠隔手話通訳の利用促進等、市民窓口を利用しやすい環境づくりに取り組むことを追記
災害時における情報提供	・ 災害時におけるろう者の適切な避難行動につなげるよう、福祉・防災部局が連携して取り組むことを追記
手話を使用することができる職員の増員	・ 教員対象の手話講座や聴覚障がいに関する研修の開催などを追記
公共施設等に対する啓発	・ 手話の出前講座の対象を医療機関に加え、介護事業者等へ拡大することを追記

3 手話による意思疎通の支援

項 目	改 訂 内 容
手話通訳者派遣事業の充実	・ 手話通訳者派遣事業についての広報周知を追記
手話通訳者等の養成・確保	・ 手話奉仕員養成講座の幅広い年代への周知及び受講者の増加に向けて取り組むことを追記

4 手話を必要とする人への相談支援

項 目	改 訂 内 容
聴覚障がい児及びその保護者等への支援	・ 聴覚障がい児とその家族が共に手話を学ぶことを支援する体制整備について記載